

現地災害対策本部の設置について

1 趣旨

8 月 16 日から 17 日にかけての驚異的な降雨により、甚大な被害のあった丹波市市島町地域における、迅速で効率的な復旧を進めるため、当該地域に現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を設置し、地方自治法第 153 条に基づき、市長の権限に属する事務の一部の委任を受け、現地における重大、喫緊な課題の処理にあたる。

2 設置場所 市島支所

3 現地災害対策本部の体制

- ・ 現地災害対策本部長
鬼頭哲也（副市長）
- ・ 現地災害対策本部長代理
余田 一幸（企画総務部長）
- ・ 現地災害対策本部員
西山 茂己（財務部財政課長）
足立 良二（産業経済部新産業創造課長）
村上 佳邦（産業経済部恐竜を活かしたまちづくり課長）
- ・ 現地災害対策本部ロジ担当
田口 健吾（まちづくり部人権啓発センター人権推進係長）
- ・ 兵庫県からの派遣
名倉 嗣朗（兵庫県出納局会計課 副課長）
三輪 安昭（兵庫県丹波県民局県民交流室企画防災課）

※現地災害対策本設置後、現地本部長の要請により体制の充実に対応する。

4 現地災害対策本部長の役割

現地災害対策本部長は、災害対策本部の各班長、各班及び市島支所を直接指揮し、市島町地域における次のような重大かつ喫緊な課題の迅速、効率的な解決を図る。

- ・ 市島町地域における復旧に係る重大、喫緊な課題の把握
- ・ 市島町地域における被災者のニーズの把握
- ・ 市島町地域における復旧対策の迅速化を進めるためのガレキや残土、流木などの処分
- ・ 市島地域の被災者の一次住宅の確保対策（避難所解消対策）
- ・ 市島町地域の被災者の健康対策
- ・ 市島町地域における二次災害の防止
- ・ その他現地本部長が必要と考える対策の推進

5 設置期間

8 月 20 日から当面 2 週間